

岩手県告示第167号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

令和元年7月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年11月19日(火) 午前9時40分から
- (2) 場所

ア 第1会場 いわて県民情報交流センター 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号

イ 第2会場 ホテルグランシェール花巻 花巻市大通り一丁目6番7号

ウ 第3会場 岩手県奥州地区合同庁舎分庁舎 奥州市水沢大手町五丁目5番地

エ 第4会場 岩手県一関地区合同庁舎 一関市竹山町7番5号

3 受験手続 受験願書を令和元年8月19日(月)から同月30日(金)までに住所地を所管する岩手県保健所（盛岡市に住所を有する者にあつては岩手県県央保健所、県外に住所を有する者にあつては岩手県保健福祉部健康国保課）に提出すること。

4 その他 詳細については、岩手県保健福祉部健康国保課又は最寄りの岩手県保健所に問い合わせること。